

学生の行動制限について

2022年2月2日更新

理事（学生・国際担当）

最近の県内感染者並びに全国的な新規感染者の動向に鑑み、学生の行動制限を下記のとおりとする。

➤ 2月2日（水）以降の変更点について

- ・ 感染者の濃厚接触者に求める自宅等での待機期間が14日間から7日間に短縮されたことに伴い、制限地域への移動後等の登学、海外への渡航・海外からの入国等についても待機期間を短くするもの。
- ・ 入構について、アルバイトについて及び飲食について等の一部を修正

※不織布マスク着用等十分な感染予防対策を取るとともに、以下の健康管理事項①～③を遵守し、慎重に行動すること。

健康管理事項（①「長崎大学健康管理システム」^{*}による自らの健康状態の把握、②行動記録の記帳による自らの行動の十分な把握、③新型コロナウイルス接触確認無料アプリ COCOA^{**}を極力活用した陽性者との接触確認の把握）を厳守すること。

※ 長崎大学ワクチン接種履歴システム（下記 URL の web サイト）において、長崎大学 ID でログインし、自分のワクチン接種履歴について入力を行うこと。

ただし、本学の大学病院における医療従事者等の優先接種又は文教地区での職域接種において接種を受けた学生は、既に本サイトに接種履歴情報を登録済なので、内容の確認のみを行うこと。

【長崎大学ワクチン接種履歴システム】

<https://vhs.hc.nagasaki-u.ac.jp/login.php>

※ ワクチン接種をした場合、健康管理システムの「備考」欄に次のことを記載してください。

- ・ ワクチンの種類（接種日に入力）：ファイザー、モデルナ、アストラゼネカなど
- ・ 接種回数（接種日に入力）：1回目、2回目、**3回目**
- ・ 接種場所（接種日に入力）：長崎大学か長崎大学以外
- ・ 症状の有無（症状が取れるまで入力）：具体的症状
（例）腕の痛み、倦怠感、頭痛、動悸、息切れ等

※ 発熱や呼吸器症状等の風邪の症状がある場合は、登学を控え、医療機関を受診すること。この場合、かかりつけ医がある場合はかかりつけ医を受診し、かかりつけ医が

ない場合は長崎大学保健センター^{***})に相談すること(その際、必ず事前に医療機関又は長崎大学保健センターに電話連絡すること。)^{****}

なお、長崎県以外に在住している学生については、長崎県在住の学生に出している指示に準じて、地元医師会及び自治体の関連サイトを必ず確認すること。

※ 体調不良の友人のお見舞いに行く場合には、まずは医療機関の診断が確定していることを本人に電話等で確認し、体調等も考慮した上で、その是非を判断すること。

※ COCOA で陽性者との接触が確認された場合には、長崎大学保健センターに電話連絡し、相談すること。^{*****}

※ 登学禁止における授業等の出欠の取扱いについて

感染者、濃厚接触者又はPCR検査対象者等となったことにより、保健所又は大学からの指示により登学禁止となった場合には、その期間の授業、試験等については、欠席扱いとしない。その他の教育上必要な救済措置等については、所属部局の学務担当窓口を確認すること。

*) 長崎大学健康管理システム :

LACS 等と同様に Web ブラウザでアクセスでき、各自の体温や体調を日々記録して、健康状態の管理を行うことができるシステムで、下記の URL からアクセスできる。

長崎大学健康管理システム : <https://hms.hc.nagasaki-u.ac.jp/>

**) 厚生労働省 (HP) 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

***) <かかりつけ医がない場合の相談窓口>

長崎大学保健センター

T E L : 095-819-2213、2214 (平日 8 : 45~17 : 30 まで対応)

【休日・夜間】

体調不良があり、平日の通常診療時間まで我慢できない又は不安に思う場合には、長崎県受診・相談センター T E L : 0120-071126 に相談すること。

上記で解決しない場合には、

救急医療機関案内 (長崎市消防局) T E L : 095-825-8199 に連絡すること。

****) 病院実習等実習がある部局については、所属部局の指示に従うこと。

*****) 長崎県コロナワクチンコールセンター

T E L : 0120-764-060 (平日、土日祝日を含む 24 時間対応)

*****) 長崎大学保健センターや長崎大学病院に直接行かないこと。

1. 県外への移動について

- ・ 制限地域への移動について：1月12日（水）以降、緊急事態宣言が発出されている都道府県及びまん延防止等重点措置が発出されている地域のある都道府県（以下「制限地域」という。）への観光、娯楽等不要不急の目的での移動を禁止する（単なる乗り継ぎの場合は除く。）。インターンシップ参加を含む就職活動、大学院受験、実家へのやむを得ない事由での帰省等で移動した場合（単なる乗り継ぎの場合は除く。）や制限地域からの来訪者に会った場合には、登学に際して次の「制限地域への移動等について」を遵守すること。

また、制限地域以外であっても外出自粛や営業時間短縮の要請が求められている市町村や都道府県（以下「時短等要請地域」という。）への不要不急の往来は極力控えること。

【制限地域への移動等について】

- ・ 制限地域への移動及びそれらの地域からの来訪者に会う場合には、感染拡大防止の重要性に鑑み慎重に判断すること。どの地域であっても、不織布マスク着用等十分な感染予防対策をとるとともに、健康管理事項①～③を遵守し、慎重に行動すること。
- ・ 制限地域へやむを得ず移動する場合：原則として、事前に指導教員、研究室の教員、メンター等と研究計画等について十分相談し、所属部局長に「制限地域への移動許可願（様式1）」を提出した上で、移動の許可を得ること。
- ・ 制限地域への移動後等の登学について：
 - 1) 事前許可を受けている場合は、(1)制限地域の飲食店での飲酒、会食を行っておらず、(2)長崎大学健康管理システムで制限地域に移動した日から登学当日までの間に体調不良がなく、(3)COCOAによって陽性者との接触がないことを記した様式の「登学許可願（様式2）」を所属部局長に提出の上、登学の許可を得ること。
 - 2) 事前許可を受けていない場合は、長崎に戻った日又は制限地域からの来訪者に会った日の翌日から起算して**7日間**は登学を禁止する。登学に際しては、「登学許可願（様式3）」を所属部局長に提出の上、登学の許可を得ること。ただし、身内の不幸や就職内定先からの急な呼び出し等事前許可申請ができなかった特別な事情がある場合は、「登学許可願（様式2）」を提出し、登学許可を得ること。
なお、体調不良があれば即座に登学を停止し、最寄りの医療機関の診療を受けること。
- ・ 国際学寮ホルテンシア又は国際交流会館のシェアタイプの部屋に居住している場合：制限地域に移動し、長崎に戻って来る場合は、直接自分の部屋に戻らず、戻って来る5日前（JR・航空機などのチケットを予約する場合はその前）までに、国際学寮ホルテンシアに居住する学生にあつては多文化社会学部学務担当に、国際交流会館に居住する学生にあつては留学支援課に必ず連絡し、指示を仰ぐこと。

※本文書発出日以前に不要不急の目的以外で制限地域に滞在していた者については、本文書発出日から起算して7日間は出来る限り共用部分は使用せずユニットの個室で生活すること。

【海外への渡航・海外からの入国等について】

- ・ 海外への渡航について：危険情報及び感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航禁止規制を継続する。ただし、外務省感染症危険情報「レベル2」以上の国への派遣（「レベル4」は除く）は、原則3ヶ月以上の大学間協定に基づく交換留学等を対象に、別途提示する「海外派遣における留意事項」を遵守できる場合に限り可能とする。
- ・ 海外からの入国について：海外から入国した者については、健康管理事項①～③を遵守した上で以下の行動をとること。
 - 1) 入国検疫官による特段の指示がなく、入国地（成田国際空港、羽田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡国際空港等）から公共交通機関を利用せずに長崎に戻ることができる場合は、長崎に戻った翌日から起算して7日間の自宅待機を要請する。登学に際しては「登学許可願 様式4」を提出すること。
 - 2) 入国検疫官による入国地待機の指示がある場合や公共交通機関を利用して長崎に戻らざるを得ない場合は、入国地において帰国した翌日から起算して7日間待機することを要請する。この場合、長崎に戻ってからの7日間の自宅待機は求めない。登学に際しては「登学許可願（様式4）」を提出すること。
 - 3) 入国時の待機の詳細は水際対策を参照し、その制限に従うこと。

※病院実習等実習がある部局については、所属部局の指示に従うこと。

2. 入構について

入構の際には、3密回避等の感染防止対策（不織布マスク着用、座席、入退出時や待合場所等での十分な間隔の確保、適切な消毒や換気の実施等）が十分取られている場所を利用し、自らも咳エチケット及び屋内や人と対面で会話をする場合の不織布マスク着用を遵守することで3密回避に徹するとともに、手洗いや手指消毒をこまめに行うこと。3密の条件が揃わなくても感染が起こっているので注意すること。

なお、不織布マスク着用に当たっては、鼻と口を同時に覆うように正しく着用すること。ただし、肌荒れ等の健康被害がある場合や気温・湿度が高い場合等、不織布マスクの着用が難しい場合は、極力会話を控えるなど自らの感染を防ぎ、他者にも感染をさせないようにすること。

3. アルバイトについて

- ・ アルバイトを行う必要がある場合は、自ら感染予防（マスク着用を含む咳エチケット、手洗い等）を必ず行うとともに、3密回避等の感染防止対策（マスク着用の義務付け、座席、入退出時や待合場所等での十分な間隔の確保、適切な消毒や換気の実施等）が十分取られている店舗等（飲食業については感染対策の第三者認証を取得した

店)でのアルバイトを選択するよう強く要請する。

- ・ スナック、クラブ、キャバクラ、ガールズバー、ホストクラブ等いわゆる「接待を伴う飲食業」でのアルバイトについては従来から学生に相応しくない職種として禁止されているものであり、新型コロナ禍収束後も含め禁止する。

4. 集団での飲食ならびにカラオケボックス、ライブハウス、スポーツジム等学外体育施設の施設利用について

【飲食について】

- ・ アルコールの有無にかかわらず、家族以外の者との会食等は、個人宅も含め禁止する。
- ・ 生協、教室又は研究室等での食事については少人数での黙食とし、手洗い、手指消毒、対面での着席を避ける等、社会的距離の確保を遵守した上で短時間で切り上げ、会話は3密回避が確保できる場所で、食後にマスクを着用して行うこと。
- ・ 接待を伴う飲食店の利用を禁止する。

【カラオケボックス・ライブハウスの利用について】

- ・ 飛沫感染のリスクが高いため、利用を禁止する。

【スポーツジム等学外体育施設の利用について】

- ・ 利用に際しては、3密回避等の感染防止対策が十分取られている施設を利用し、自らも3密回避に徹するとともに、マスク着用、使用前後のマシン消毒、手指消毒、手洗い、短時間での更衣室利用等慎重を期すこと。

※病院実習等実習がある部局については、所属部局の指示に従うこと。

5. 宿泊について

- ・ 家族以外の者との宿泊は、禁止する。

※病院実習等実習がある部局については、所属部局の指示に従うこと。

6. 車を使った移動について

- ・ 車の全ての窓の上部を空けておくこと。
- ・ 乗車中もマスクを着用し、会話は最小限に止めること。

7. 感染者等の保護

感染者、濃厚接触者に対する誹謗中傷、不必要な個人情報の発信は、厳に慎むとともに被害を受けた場合は、長崎県の「新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口」(TEL:095-894-3184)に電話で相談すること。

8. その他

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、再度強化が要請される可能性がある。本学から新たな行動指針等が出された場合等には、それらの指針等に従うこと。

※これまでの通知発出歴

- ①2020年6月2日通知、②2020年6月25日更新、③2020年7月10日更新
- ④2020年7月15日更新、⑤2020年8月5日更新、⑥2020年9月16日更新
- ⑦2020年10月21日更新、⑧2020年12月9日更新、⑨2020年12月21日更新
- ⑩2021年1月13日更新、⑪2021年2月9日更新、⑫2021年2月22日更新
- ⑬2021年3月4日更新、⑭2021年3月24日更新、⑮2021年3月31日更新
- ⑯2021年4月14日更新、⑰2021年4月19日更新、⑱2021年4月27日更新
- ⑲2021年5月16日更新、⑳2021年6月16日更新、㉑2021年6月23日更新
- ㉒2021年7月5日更新、㉓2021年7月14日更新、㉔2021年8月3日更新
- ㉕2021年8月11日更新、㉖2021年8月20日更新、㉗2021年9月15日更新
- ㉘2021年10月6日更新、㉙2021年11月10日更新、㉚2021年11月19日更新
- ㉛2021年12月29日更新、㉜2022年1月11日更新、